

小・中学校

認定こども園

保護者各位

海津市 健康福祉部 社会福祉課
海津市 教育委員会 学校教育課
こども課

11月は「児童虐待防止推進月間」です。

～あなたの声が 子どもの笑顔を守ります～

STOP!児童虐待

全国的に虐待は増加傾向にあります。海津市内でも、児童虐待事案が増加傾向にあり、深刻な問題になっています。子どもたちが被害に遭わないよう、各ご家庭での健全育成にご理解・ご協力をお願いします。

虐待かも・・・と思ったら

相談・通告

児童相談所全国共通ダイヤル

○189

(お住いの地域の児童相談所につながります。)



■児童虐待って何だろう？

児童虐待の定義

児童虐待とは、保護者（親または親にかわる養育者）が、子どもの心や体に傷をつけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることを指します。法律では次の4種類に分類されています。

児童虐待の種類

身体的虐待

- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とすなどの暴力
- 逆さづりにする
- やけどさせる
- 溺れさせる
- 冬に戸外に閉め出す
- 意図的に子どもを病気にさせる

など

ネグレクト

- 適切な衣食住の世話をしない
- 家に閉じ込める（学校に登校させないなど）
- 医療ネグレクト（病気になっても病院に連れて行かない など）
- 子どもを家や車中に長時間放置する
- 子どもの情緒的欲求を無視する（愛情遮断 など）
- 同居人の虐待の放置

など

心理的虐待

- 大声や言葉による脅かし、脅迫など
- 子どもの心を傷つけることを言う
- 子どもを無視したり、拒否したりする
- 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする
- 子どもの前で配偶者などにDV（暴力、暴言、無視など）をする

など

性的虐待

- 性的ないたずらを強要・教唆する
- 性的関係を強要する
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体にする

など

■児童虐待をするとどうなるの？

児童虐待は犯罪です。

暴力を振るえば**暴行罪**、怪我をさせれば**傷害罪**、死に至れば**殺人罪**が適用されることもあり、犯罪者になり得るのです。

■虐待が子どもに与える影響とは？

虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、次の世代にも虐待を起こすおそれがあります。

後遺症、低身長
低体重、栄養不良
など
体への影響

情緒不安定、
自己否定感、
強い不安感など
心への影響

暴力性、自傷行為
対人関係の形成など
行動への影響

■これってしつけ？ それとも虐待？

しつけとは、基本的な生活習慣や社会のルール・マナーなど生きていくために必要なことを子どもが身につけられるように繰り返し働きかけることです。

大人の都合や期待を押しつけ、暴力・暴言で子どもを追いつめ従わせるなどの不適切な行為は「しつけ」のつもりでも、子どもにとって有害ならば「虐待」になります。そして、どのような理由があっても、それらの行為が正当化されることはありません。

◇体罰の正当化

例>> 悪いことをしたら叩く

暴力は歯止めがきかなくなって、エスカレートする危険があります。

◇言葉の暴力

例>> ほかに子と比べて責める

言葉によるおどしは、恐怖感を植え付け、同時に子どもの自尊心を奪ったりします。

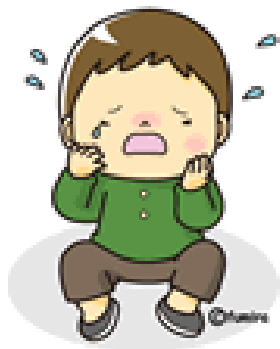
■子どもの目の前での暴力（DV など）も虐待になります

子ども自身が虐待されていなくても、家庭内のDVを見聞きする「面前DV」は、「児童虐待（心理的虐待）」にあたると定義されています（児童虐待防止法第2条第4項）。こうした被害を受けた子どもは、過度に緊張する、暴力的になる、不登校など、いろいろなSOSのサインを出しています。

■こんな様子がみられたら・・・

子どもの様子

- 不自然に子どもが保護者に密着している
- 子どもが保護者を怖がっている
- 子どもの緊張が高い
(ひどく緊張した様子)
- 体重・身長が著しく低く年齢相応でない
- 子どもと保護者の視線がほとんど合わない
- 子どもの言動が乱暴



保護者の様子

- 子どもが受けた外傷や状況と保護者の説明につじつまが合わない
- 保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う
- 保護者が子どもの養育に関して拒否的/無関心
- 泣いてもあやさない
- 絶え間なく子どもを叱る・ののしる
- 家庭内が著しく不衛生である

■児童虐待の通告は法律で義務付けられています。

子どもの虐待を発見した人（学校等の団体も含む）は、市町村や子ども相談センター、福祉事務所に通告しなければなりません。全ての人に通告の義務が課されています。



■児童虐待に関する法律

児童福祉法第25条

要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童）を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

児童虐待防止法第3条

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

児童虐待防止法第5条

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

児童虐待防止法第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法第25条の規定により通告しなければならない。

～通告・相談先～

児童相談所全国共通ダイヤル **189**
西濃子ども相談センター (0584) 78-4838
海津市家庭児童相談室 (0584) 53-1139

～担当課～

海津市 健康福祉部 社会福祉課 (0584) 53-1139
(課直通)